

着任のご挨拶

安心・安全で働きやすい 労働環境をめざして

名古屋北労働基準監督署長 三好了

陽春の候、一般社団法人名北労働基準協会会員の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

ます。また、日頃より労働基準行政の推進につきまして格別のご理解とご協力をいただいております。

「安心・安全で働きやすい労働環境をめざして取り組む」と語る三好新署長



すことに厚くお礼申し上げます。私こと、本年四月一日付けで、名古屋北労働基準監督署長を拝命し、過日着任いたしました。当署には、平成七・八年度、平成二一年度に勤務経験がありますが、当時とはいろいろな状況が変化しており、また、署長という重責を与えられ身の引き締まる思いがしております。さて、愛知県内の経済動向をみますと、海外経済の不確実性や為替変動の影響の懸念材料はあるものの、個人消費は回復し、自動車関連をはじめ生産活動は緩やかに拡大しているとみられています。

目次

三好新署長着任のご挨拶	2
平成30年度愛知県局行政運営方針	4
平成30年度愛知県の重点施策	6
行政の焦点	8
着任しましたヨロシク	13
長時間労働削減のために	19
質問にお答えします	22
弁護士に聴く	28
犬との日々	29
社会保険労務士が答える企業の労務管理	32
こちら企業の労働110番です	31
愛知紛争調整委員 続・残月録	32
わたしのジ・ハード	33
近景遠景	34
名北セーフティ・アドバイス	35
表紙Ⅱ青もみじ	35

す。また、雇用情勢も県内の二月の有効求人倍率は、全国よりも〇・二三ポイント高い一・八九倍と、高い水準で推移しており、特に建設業、介護、飲食店などでの人手不足が続いております。

労働時間に関する法制度の周知徹底など
3重点課題に取り組む

こういった中、本年度は、当署では、働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の徹底、第13次労働災害防止推進計画に基づく労働災害防止対策の推進の3つを重点課題として取り組んでまいります。労働時間相談・支援コーナーを設置して、窓口

平成29年中の発生状況を踏まえ 熱中症予防の取組を実施します

愛知労働局 健康課

1 愛知県内の熱中症発生状況

(※詳細は、愛知県内で発生した熱中症の発生状況(平成29年)のとおり)

- 1年間に発生した熱中症の件数は407件でした。
うち、死亡1件、休業4日以上42件でした。(一人親方含む)
- 日中、時間帯にかかわらず発生しています。炎天下は要注意ですが、屋内作業場でも発生しています。
- 製造業、建設業のほか、運送業、商業、警備業でも多く発生しています。
- 水分と塩分を摂取し、あるいは扇風機などを稼働させても発生しています。
- 最高気温が連日30度を超える7月初旬に急増しています。

2 発生状況を踏まえた必要な取組

- 6月までに、WBGT計や通気性のよい作業着などの準備、教育を済ませること。
- 管理者は作業開始前や作業中の巡視で労働者の健康状態を把握すること。
- 雇入れ時と定期健康診断を確実に実施し、健康状態に配慮した作業指示をすること。
- 症状が見られたら速やかに医療機関に受診させ、重傷化を防ぐこと。

3 愛知労働局作成「熱中症を防ごう！」パンフレットの作成と周知・啓発

愛知労働局では、愛知県内の平成29年発生分(速報値)の災害状況を踏まえ、災害統計及び分析した内容、取り組むべき事項等を掲載した愛知労働局独自のパンフレットを活用し、熱中症が発生する時期の4月から周知・啓発を実施します。

【参考】

『STOP! 熱中症クールワークキャンペーン』 が全国展開されます。

職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を中心に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として実施します。

期間：平成30年5月1日～9月30日
(4月：準備期間、7月：重点取組期間)

※詳しくは、愛知労働局のホームページをご覧ください。

結びに、会員皆様の益々のご発展を祈念申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。

この様に多くの課題がありますが、当署職員一丸となって、事業者や労働者の皆様方の期待に応えられるように安心・安全で働きやすい労働環境をめざして取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

においてリーフレットなどで法制度や具体的な改善策の説明を行うとともに、労働時間相談・支援班及び調査・指導班を組織して、36協定をはじめ労働時間制度全般の法制度の周知をきめ細やかに、長時間労働抑制、過重労働の健康障害防止

計画で推進してきた愛知労働局の第12次労働災害

防止推進計画につきま

は、製造業におけるは

また、過労死などの労働災害発生件数は近年高止まりしているものの、被害にあわれた方々の救済のため、労災補償の迅速、適正な事務処理を行うてまいります。

第13次労働災害防止 推進計画の目標達成 に向け諸対策を推進

などの監督指導を重点的に実施します。

の減少目標は、達成でき

たものの、死亡者数及び休業4日以上

の目標達成はできず、平成29年の当署管内の災害件数は、死亡、休業ともに過去10年間でかなり悪い結果となつてしまいました。